

「外力あり」の場合の損害割合算定シミュレーション

表：浸水深別の損害割合

	部位 名称	構成比 (%)	損害割合 (%)				
			1.8m 以上	1.0m 以上 1.8m 未満	0.5m 以上 1.0m 未満	0.5m 未満	(床下)
1	屋根	15	0	0	0	0	0
2	柱（又は耐力壁）	15	5	3	1	1	0
3	床（階段を含む。）	10	7	5	4	3	0
4	外壁	10	8	6	5	4	0
5	内壁	10	8	7	6	6	0
6	天井	5	0	0	0	0	0
7	建具	15	13	11	7	6	0
8	基礎	10	1	1	1	1	1
9	設備	10	10	10	8	5	0
	合計	100	52	43	32	26	1

赤字：「外力なし」からの加算部分

※ 各損害割合は、面積率及び重み付け計算後の値。

(2) 柱（構成比 15%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	5	Ⅳ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に折損が見られる。 Ⅲ（50%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
1.0m～ 1.8m	3	Ⅳ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に折損が見られる。 Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
0.5m～ 1.0m	1	Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
0m ～ 0.5m	1	Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅳ 【在来工法】 柱、梁に折損が見られる。 柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。 【鉄骨系プレハブ】 - 局部座屈による中くらいの変形が柱に生じている。 - 梁接合部の亀裂、ボルトの一部破断が見られる。	
程度Ⅲ 【在来工法】 - 柱と梁の仕口にずれが生じている。 柱、梁に割れが見られる。 【鉄骨系プレハブ】 - 局部座屈による小さな変形が柱に生じている。 - 梁接合部の変形が見られる。	

(3) 床（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	7	Ⅳ（100%）漂流物を含む水流の力により、床板に著しい不陸、折損がみられる。
1.0m～ 1.8m	5	Ⅳ（40%）漂流物を含む水流の力により、床板に著しい不陸、折損がみられる。また、一部で汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ（60%）漂流物等を含む水流の力により、床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。
0.5m～ 1.0m	4	Ⅳ（20%）一部、汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ（40%）床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。 Ⅱ（40%）浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。
0m ～ 0.5m	3	Ⅲ（60%）床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。 Ⅱ（40%）浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅳ - 床板に著しい不陸、折損が見られる。 - 床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である（基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。）。	
程度Ⅲ - 浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 - 浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 - 浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 - 浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	
程度Ⅱ - 浸水により床板の汚損が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 - 浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	

(4) 外壁（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	8	V（100%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。
1.0m～ 1.8m	6	V（30%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。 IV（30%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 Ⅲ（40%）仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
0.5m～ 1.0m	5	IV（20%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落し、下地材にひび割れが生じている。 Ⅲ（80%）漂流物を含む水流の力により、仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
0m ～ 0.5m	4	Ⅲ（100%）漂流物を含む水流の力により、仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度 V 【共通】 ・ <u>仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。</u>	
程度 IV 【モルタル塗り仕上等】 ・ <u>仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。</u> 【ボード】 ・ 釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	
程度 Ⅲ 【共通】 ・ <u>浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。</u> ・ <u>浸水により仕上材の汚損が見られる。</u> ・ 浸水により塗土の半分が剥落している。	

(5) 内壁（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	8	V（100%）漂流物を含む水流の力により、外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られ、間仕切壁も下地材の損傷が見られる。
1.0m～ 1.8m	7	V（60%）漂流物を含む水流の力により、外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られ、間仕切壁も一部で下地材の損傷が見られる。 Ⅲ（40%）間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0.5m～ 1.0m	6	V（40%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（60%）間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0m ～ 0.5m	6	V（40%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（60%）間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅴ ・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。<u>（再使用が不可能な程度）</u> ・浸水により塗土の大半が剥落している。	
程度Ⅲ ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。<u>（下地材の交換を要しない程度）</u> ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。	

(7) 建具 (構成比 15%)

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	13	V (100%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊がみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。
1.0m～ 1.8m	11	V (80%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊が一部でみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 III (20%) 漂流物を含む水流の力により、外部建具の一部についてガラスの破損や可動部の破損等がみられる。
0.5m～ 1.0m	7	V (40%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊が一部でみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 III (30%) 漂流物を含む水流の力により、外部建具の一部についてガラスの破損や可動部の破損等がみられる。 I (30%) 内部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
0m ～ 0.5m	6	V (30%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊が一部でみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 III (30%) 漂流物を含む水流の力により、外部建具の一部についてガラスの破損や可動部の破損等がみられる。 I (40%) 内部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度 V 【アルミサッシ】 ・ 枠ごとはずれて破壊されている 【アルミドア、木製ドア】 ・ 破壊されている。 【共通】 ・ 浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・ 浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。(再利用が不可能な程度)	
程度 III 【木製サッシ】 ・ 破損し、開閉が不能になっている 【アルミサッシ】 ・ ガラスが破損している。	
程度 I ・ 浸水による襖・障子・ドアの破損 (表面、格子・縁の洗淨、張り替えによって、再利用が可能な程度)	

(8) 基礎（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
1.0m～ 1.8m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0.5m～ 1.0m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0m ～ 0.5m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
(床下)	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
・ <u>基礎の構造がべた基礎又は布基礎の住家において、浸水により床下に汚泥が堆積している場合、汚泥による損傷率は 10%とする。</u>	

(10) 設備（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	10	漂流物を含む水流の力により、大きく損傷。 浴室損傷率 30%：再使用不可能。 台所損傷率 30%：再使用不可能。 その他 30%：トイレ、洗面、給湯器の機能損失
1.0m～ 1.8m	10	漂流物を含む水流の力により、大きく損傷。 浴室損傷率 30%：再使用不可能。 台所損傷率 30%：再使用不可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0.5m～ 1.0m	8	漂流物を含む水流の力により、大きく損傷。 浴室損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 台所損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0m ～ 0.5m	5	浴室損傷率 10%：汚損。 台所損傷率 10%：汚損。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
浴室の設備の損傷例 ・ 浴槽が破損し配管が詰まっている（1%）。 ・ 浴室のバスタブが破損している。（2%） ・ <u>浴槽：転倒し、配管が切れ再使用が不可能。（3%）</u>	
台所の設備の損傷例 ・ 台所の流し台が汚損し、配管が詰まっている。（1%） ・ 台所の流し台が移動し、損傷は大きい再利用は可能。（2%） ・ <u>システムキッチンのコンロ類が浸水により故障して使用不可能になっている。（3%）</u>	
水廻りの衛生設備（浴室、台所を除く）、ベランダ等の損傷例 ・ 便器、手洗い：配管が外れている。 ・ <u>洗面：汚損し、配管が詰まっている。</u>	